

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

三好市長

## 公表日

令和3年9月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関連事務
②事務の概要	<p>児童手当は、児童手当法に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一議的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」制度（児童手当法第1条）である。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>1. 児童手当の認定および受給資格の継続に関する事務            ①認定請求書、額改定認定請求書、現況届の受付            ②支給要件の審査            ③支給区分の審査④認定通知書、額改定通知書、却下通知書および振込通知書の送付</p> <p>2. 児童手当の受給情報の変更に関する事務            ①住所・氏名変更届の受付            ②口座変更届の受付            ③支給要件該当の可否の審査</p> <p>3. 児童手当の受給資格の消滅および支給額の減額に関する事務            ①受給事由消滅届および額改定届の受付            ②支給事由非該当および年齢区分判定の審査            ③消滅通知書および額改定通知書の送付</p>
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項            番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条            情報照会 番号法第19条8号 別表第二の74の項及び75の項            番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三好市役所子育て支援課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474 電話番号 0883-72-7648
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三好市役所子育て支援課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474 電話番号 0883-72-7648

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 宮地 敏明	子育て支援課長 宮岡 浩司	事前	
平成31年3月27日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。</p>	<p>児童手当は、児童手当法に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一議的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」制度（児童手当法第1条）である。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>1. 児童手当の認定および受給資格の継続に関する事務</p> <p>①認定請求書、額改定認定請求書、現況届の受付②支給要件の審査 ③支給区分の審査④認定通知書、額改定通知書、却下通知書および振込通知書の送付</p> <p>2. 児童手当の受給情報の変更に関する事務</p> <p>①住所・氏名変更届の受付 ②口座変更届の受付 ③支給要件該当の当否の審査</p> <p>3. 児童手当の受給資格の消滅および支給額の減額に関する事務</p> <p>①受給事由消滅届および額改定届の受付 ②支給事由非該当および年齢区分判定の審査 ③消滅通知書および額改定通知書の送付</p>	事後	
平成31年3月27日	2 特定個人情報ファイル名	受給者台帳情報ファイル	児童手当情報ファイル	事後	
平成31年3月27日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第56項	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
平成31年3月27日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二項番74、75	<p>情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条及び第44条 情報照会 番号法第19条7号 別表第二の74の項及び75の項 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令第40条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 宮岡 浩司	子育て支援課長	事後	様式変更のため
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式変更のため
令和2年3月6日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条及び第44条 情報照会 番号法第19条7号 別表第二の74の項及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条 情報照会 番号法第19条7号 別表第二の74の項及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条 情報照会 番号法第19条7号 別表第二の74の項及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条 情報照会 番号法第19条8号 別表第二の74の項及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	